

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月9日

【会社名】 ナノキャリア株式会社

【英訳名】 NanoCarrier Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 中富 一郎

【本店の所在の場所】 千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19

【電話番号】 04-7169-6550

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼管理部長兼社長室長 中塚 琢磨

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目2番2号

【電話番号】 03-3548-0217

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼管理部長兼社長室長 中塚 琢磨

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 840,000,000円
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 860,000,000円
第8回新株予約権 14,539,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
払い込むべき金額の合計額を合算した金額
2,024,539,000円
(注)行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年1月26日に提出いたしました有価証券届出書及び平成24年1月30日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、平成24年2月9日に平成24年3月期第3四半期に係る四半期報告書を提出いたしましたので、当該四半期報告書を組込情報に追加し、必要な修正を行うため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	<u>(第16期第2四半期)</u>	自 <u>平成23年7月1日</u> 至 <u>平成23年9月30日</u>	平成23年11月10日 関東財務局長に提出

（後略）

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	<u>(第16期第3四半期)</u>	自 <u>平成23年10月1日</u> 至 <u>平成23年12月31日</u>	平成24年2月9日 関東財務局長に提出

（後略）

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月9日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市 川 一 郎 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 野 秀 則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年1月26日開催の取締役会において、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行を決議すると共に、平成24年3月19日に開催予定の臨時株主総会に当該議案を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。